

概要版

岐阜県高齢者安心計画

岐阜県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（第6期）



平成27年3月

岐 阜 県

目次

1	計画策定の趣旨等	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の性格	1
	(3) 計画期間	2
	(4) 老人福祉圏の設定	2
2	高齢者を取り巻く環境と取り組むべき課題	3
	(1) 高齢者人口の推移と将来推計	3
	(2) 要介護高齢者等の推移と将来推計	4
	(3) 介護保険サービスの利用状況等の推移	5
	(4) 特別養護老人ホーム入所申込者の状況と推移	7
	(5) 施設整備の状況	8
	(6) 介護人材を取り巻く状況、人材の推移と将来推計	9
3	第6期計画の基本理念及び重点事項	10
	(1) 基本理念	10
	(2) 施策体系	10
	(3) 重点事項	10
	(4) 各主体の役割	12
4	各施策の概要	15
	(1) 多職種連携の促進	15
	(2) 認知症対策の推進	16
	(3) 介護人材の育成確保の推進	16
	(4) 生活支援と介護予防の推進	17
	(5) 在宅サービスの推進	20
	(6) 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進	21
	(7) その他の取り組み	22
5	介護保険施設等及び地域密着型サービスに係る 必要入所（利用）定員総数	24
6	介護サービス見込み量の推計（県計）	27
7	数値目標	29

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本県では、平成12(2000)年4月に介護保険制度が開始して以来、3年間を計画期間とする「岐阜県高齢者安心計画」(第1期・2期は「生涯安心計画」)を策定し、高齢者福祉に関する基本目標等を定め、これに基づく各種施策を推進してきました。(第1期:平成12~14年度、第2期:平成15~17年度、第3期:平成18~20年度、第4期:平成21~23年度、第5期:平成24~26年度)

本県の人口は平成17(2005)年頃から減少を続けていますが、「団塊の世代」の高齢化とともに、県全体の高齢化も急速に進んでいます。具体的には、平成32(2020)年に30.2%、平成42(2030)年には32.5%になると予測されています。また、高齢者人口の推移については、平成32年(2020)年に65歳以上人口のピーク、平成42(2030)年には75歳以上人口のピークを迎えると予測されています。

このように県全体が高齢化していく中で、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めることが重要です。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が今後急増し、平成37(2025)年には全世帯に占める割合が約25%に達するとともに、高齢単独世帯はその後も増加を続けると見込まれています。

また、特別養護老人ホーム入所申込者の増加や介護現場を支える介護人材の不足といった継続的な課題もあります。

このような地域の現状と課題及び社会情勢の変化や将来推計をふまえ、高齢社会にあるべき施策を明らかにする「地域包括ケア計画」として、平成27年度から29年度までを計画期間として策定を行うものです。

(2) 計画の性格

本計画は、本県の高齢者福祉に関する施策の基本目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする「老人福祉計画」と介護保険制度の円滑な実施を図るために保険者である市町村等に対する支援策を明らかにする「介護保険事業支援計画」を一体として策定するものです。

〈法令の根拠〉

■老人福祉計画：老人福祉法第20条の9第1項

○都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

■介護保険事業支援計画：介護保険法第118条第1項

○都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とし、平成 29 年度に見直しを行います。

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
前期計画 計画期間								
見直し			今期計画 計画期間					
			見直し			次期計画 計画期間		

※ 介護保険法第 118 条第 1 項の規定により、介護保険事業支援計画の計画期間は 3 年と定められています。

(4) 老人福祉圏の設定

本計画は、市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成に資することを目的としており、各市町村を通ずる広域的な見地から福祉サービスの目標量等を定めるため、老人福祉圏域を設定します。

老人福祉圏域は、岐阜県保健医療計画の二次医療圏と同一とし、岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の 5 圏域とします。

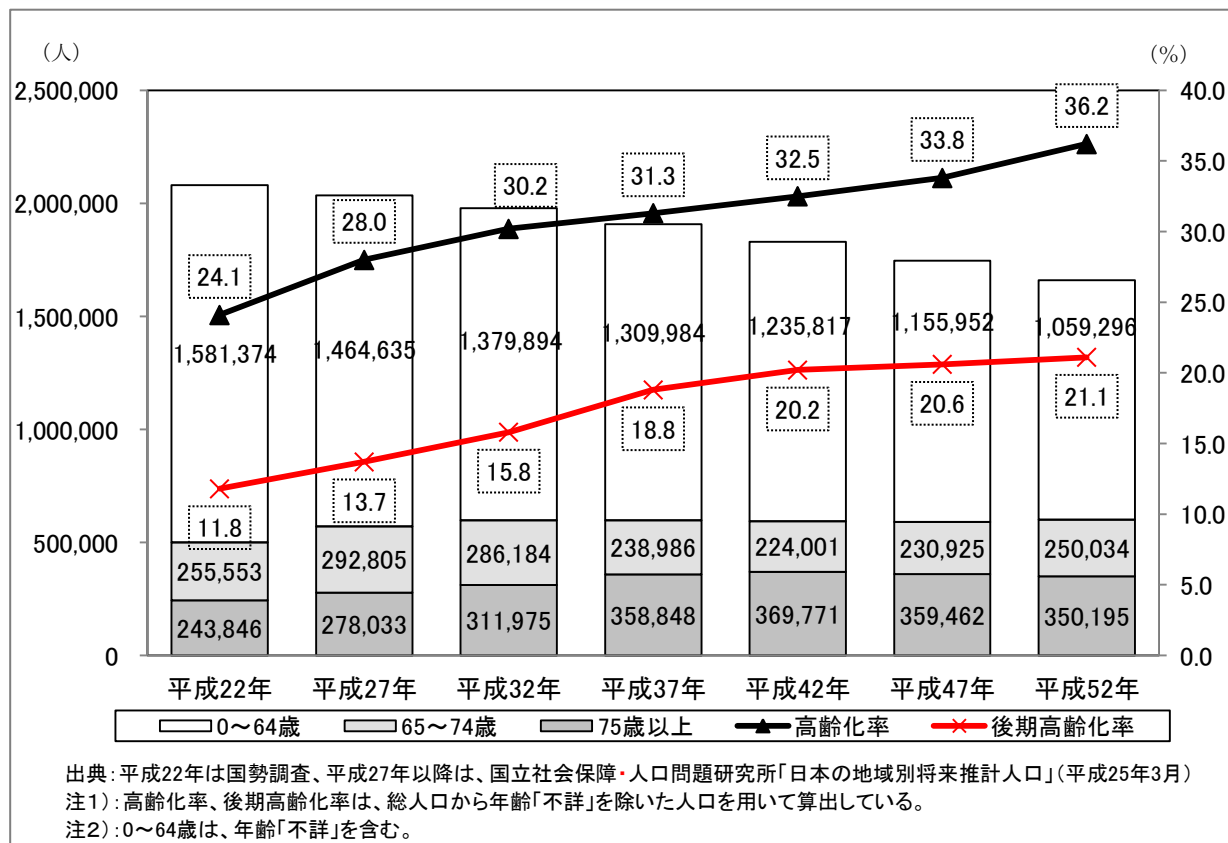
圏域	所管現地機関	構成市町村
岐阜	岐阜地域福祉事務所	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市 瑞穂市、本巣市 羽島郡（岐南町、笠松町） 本巣郡（北方町）
西濃	西濃県事務所	大垣市、海津市、養老郡（養老町） 不破郡（垂井町、関ヶ原町） 安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）
	揖斐県事務所	揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）
中濃	可茂県事務所	美濃加茂市、可児市 加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町 東白川村） 可児郡（御嵩町）
	中濃県事務所	関市、美濃市、郡上市
東濃	東濃県事務所	多治見市、瑞浪市、土岐市
	恵那県事務所	恵那市、中津川市
飛騨	飛騨県事務所	高山市、飛騨市、下呂市 大野郡（白川村）

2 高齢者を取り巻く環境と取り組むべき課題

(1) 高齢者人口の推移と将来推計

- ・ 本県の高齢者は増加を続けており、平成22年国勢調査によると、65歳以上の人は499,399人（高齢化率24.1%）、75歳以上の人は243,846人（後期高齢化率11.8%）となっており、本県は全国の高齢化率23.0%（平成22年10月）、後期高齢化率11.1%を上回るペースで高齢化が進んでいます。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月）によると、65歳以上の人は、平成32（2020）年にはピークを迎え59.8万人に達すると見込まれています。以降、10年後の平成42（2030）年に59.4万人とほぼ横ばいで推移し、平成47（2035）年には3人に1人が高齢者（高齢化率33.8%）になると予測されています。
- ・ また、75歳以上人口は「団塊の世代」の影響もあって平成42（2030）年のピーク時まで増加を続け、約37万人に達すると推計されるほか、県総人口の20.2%を占め、5人に1人が75歳以上になると見込まれ、その後も人口減少の進行とともにその割合が高まるとみられます。（図・表1-①）

高齢者人口の将来推計（図・表1-①）



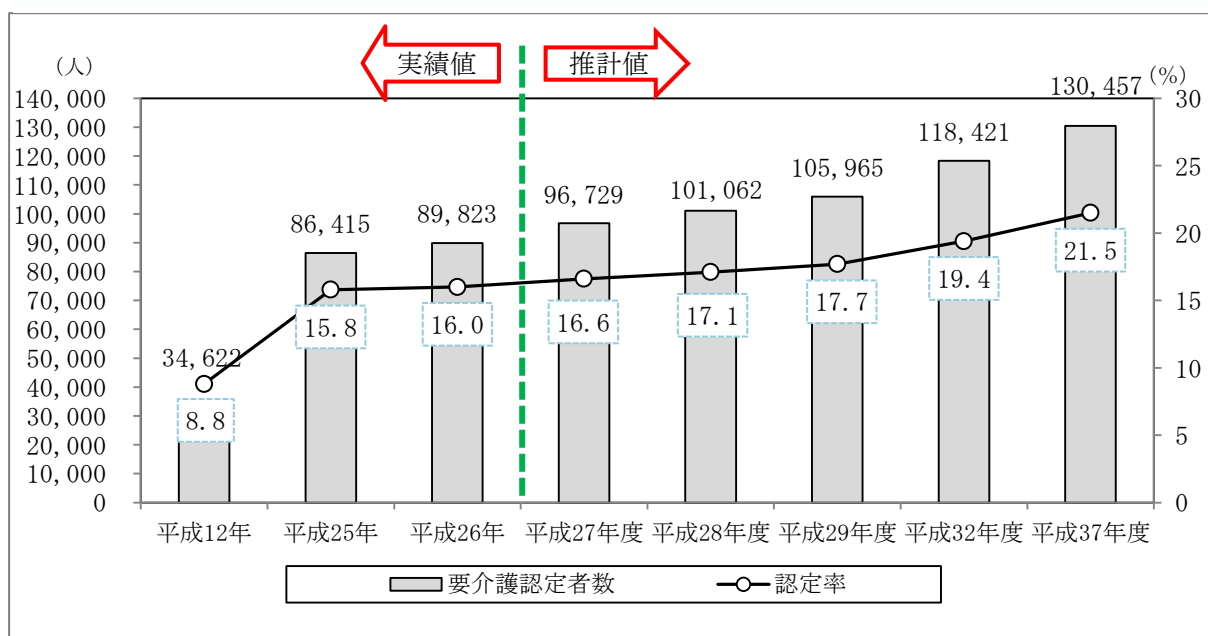
(単位:万人)	H22	第6期中の高齢者の増	H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口	208		203	197	191	183	175	166
65歳以上人口	50	H26→27 1.2万人増	57	60	60	59	59	60
割合(%)	24.1	H27→28 8千人増	28.0	30.2	31.3	32.5	33.8	36.2
75歳以上人口	24	H28→29 6千人増	28	31	36	37	36	35
割合(%)	11.8	H29→30 4千人増	13.7	15.8	18.8	20.2	20.6	21.1

出典：平成22年は国勢調査（10月1日現在） 平成27年以降は岐阜県年齢別推計人口（各年4月1日現在）

(2) 要介護高齢者等の推移と将来推計

- ・ 平成 12 年 4 月の介護保険制度の施行以降、要支援・要介護認定者数（以下「要介護認定者数」という。）は、34,622 人（平成 12 年 4 月末）から 89,823 人（平成 26 年 3 月末）へと約 2.6 倍に増加しています。
- ・ 県内市町村の「老人福祉計画・介護保険事業計画」における推計によると、今後も要介護認定者数は増加を続け、平成 28 年度には 10 万人を超えると予測されます。
- ・ また、近年横ばいで推移してきた認定率（65 歳以上の被保険者数における 65 歳以上の要介護認定者数の割合）は、今後 3 年間微増傾向を見せると予測され、平成 29 年度には、要介護認定者数は 105,965 人（認定率 17.7%）になると見込まれています。（図・表 2-①）
- ・ 平成 29 年以降も要介護認定者数及び認定率は増加し続け、平成 37 年度には 130,457 人（認定率 21.5%）になると見込まれています。（図・表 2-①）

要介護認定者数及び認定率の推移と見通し （図・表 2-①）



出典：平成 12 年は介護保険事業状況報告（月報）、平成 25 年、26 年は同（年報）

平成 27 年以降の推計は市町村老人福祉計画・介護保険事業計画

要介護認定者数：40～64 歳、65 歳以上の要支援・要介護認定者数の合計

認定率：65 歳以上の被保険者数における 65 歳以上の要支援・要介護認定者数の割合

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要介護者数 (増減率)	75,436	79,132 (4.9)	81,290 (2.7)	86,415 (6.3)	89,823 (3.9)
うち第 1 号被保険者) (増減率)	73,054	76,653 (4.9)	79,442 (3.6)	84,024 (5.8)	87,598 (4.3)
認定率	県	14.7	15.3	15.6	16.0
	全国	16.2	16.9	17.3	17.8

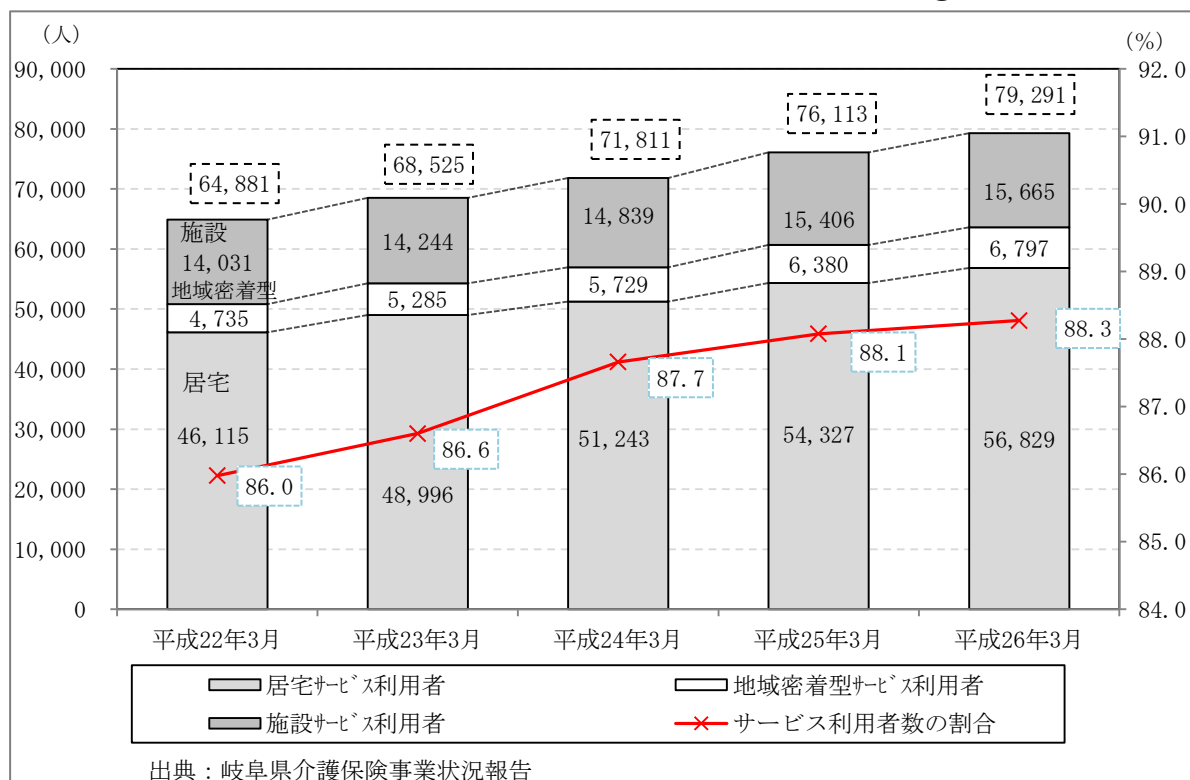
出典：平成 22 年～25 年は介護保険事業状況報告（年報）、平成 26 年は同（3 月月報）

(3) 介護保険サービスの利用状況等の推移

① 介護保険サービス利用状況

- ・ 要介護認定者数全体に占めるサービス利用者数の割合は上昇を続けており、平成26年3月では88.3%となっています。(図3-①)
- ・ 平成22年3月と平成26年3月の各サービス利用者数を比較すると、居宅サービスでは10,714人、地域密着型サービスでは2,062人、施設サービスでは1,634人増加しています。

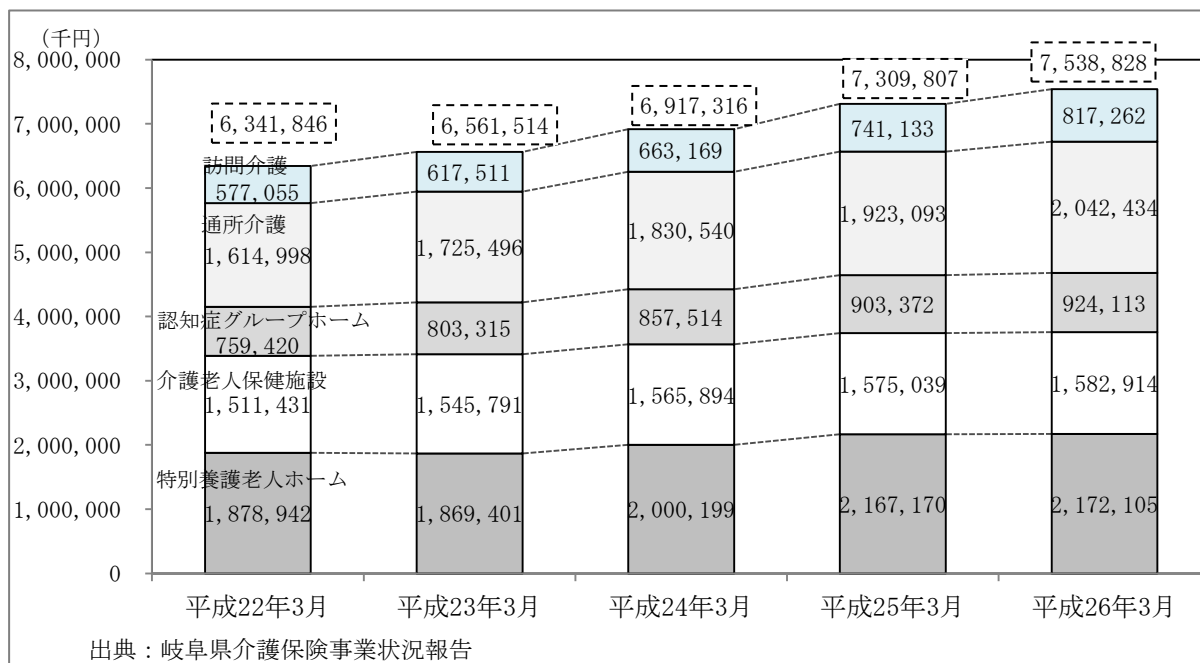
居宅、施設等サービス利用者数の推移 (図3-①)



② 介護保険給付費の推移

- 全てのサービスで年々増大しており、平成26年3月現在で月額約75億4千万円に達しています。
- 伸び率が最も大きいのは訪問介護の約41.6%増、次いで通所介護が約26.5%増で、施設系サービスは伸び率は小さいものの高い水準で推移しています。(図3-②)

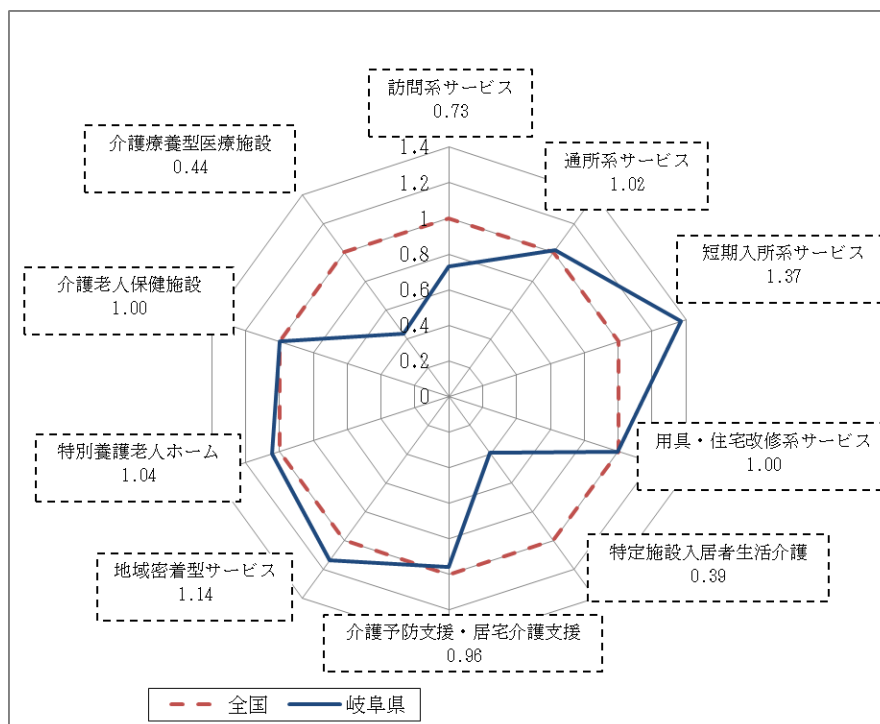
主要な介護サービス別介護給付費の推移 (図3-②)



③ 1人あたりの介護保険給付費の全国との比較

- 訪問系サービス（訪問介護、訪問看護等）に係る1人あたりの介護給付費は全国平均の0.73倍と低く、短期入所系サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については全国の1.37倍と高くなっています。(図3-③)

全国を1とした場合の岐阜県介護保険給付費との比較 (図3-③)

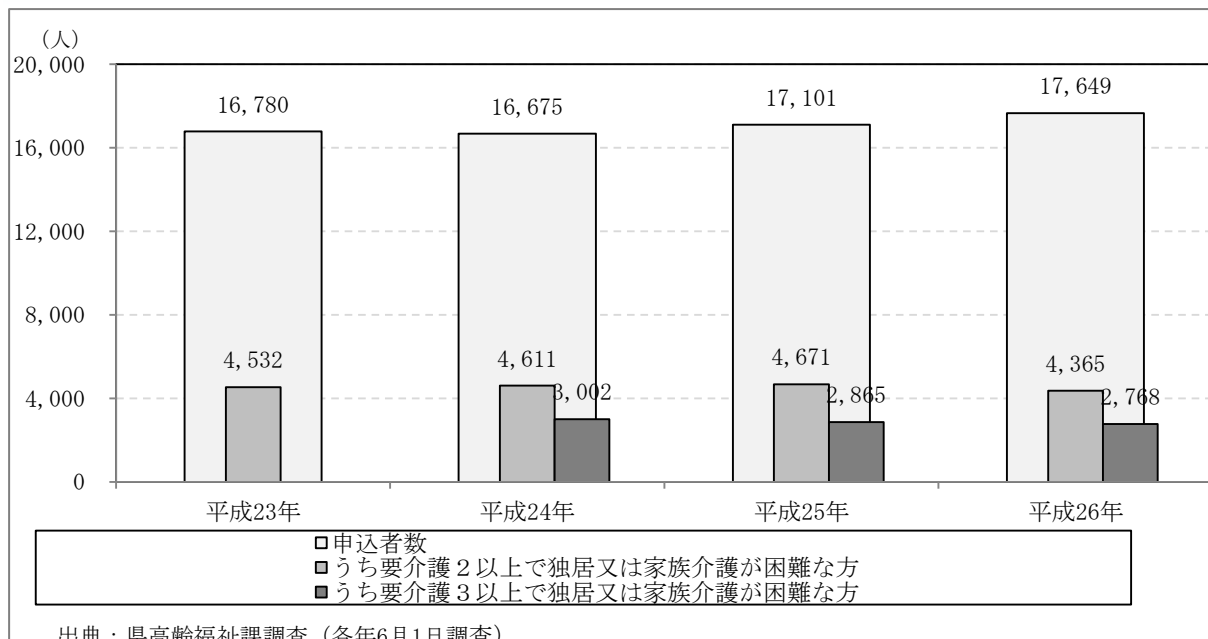


(4) 特別養護老人ホーム入所申込者の状況と推移

① 県内の特別養護老人ホーム入所申込者数

- ・ 高齢者・要介護者数が増加するなか、特別養護老人ホームへの入所申込者数は年々増加しており、平成26年には17,649人となっています。
- ・ そのうち、入所の必要度が高いと推測される、要介護3以上で独居又は家族介護が困難な在宅の入所申込者数は、平成26年で2,768人（全体の約16%）となっています。（図4-①）

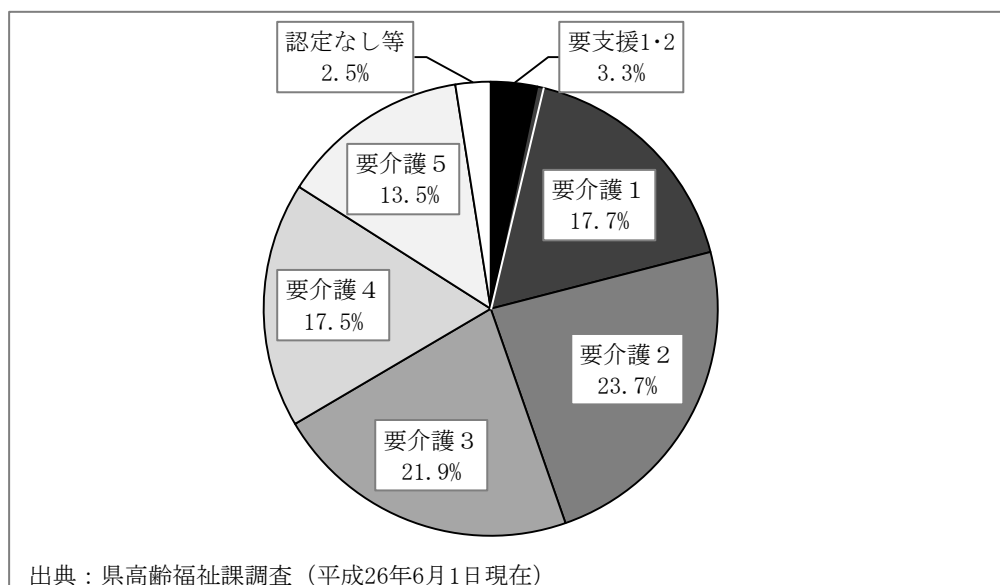
特別養護老人ホーム入所申込者数の推移（図4-①）



② 入所申込者の要介護度別割合

- ・ 入所申込者の要介護度の内訳では、要介護2が最も多く、次いで要介護3となっており、それぞれ2割を超えています。要介護3～5の中重度者が全体の53%ほどを占めています。（図4-②）

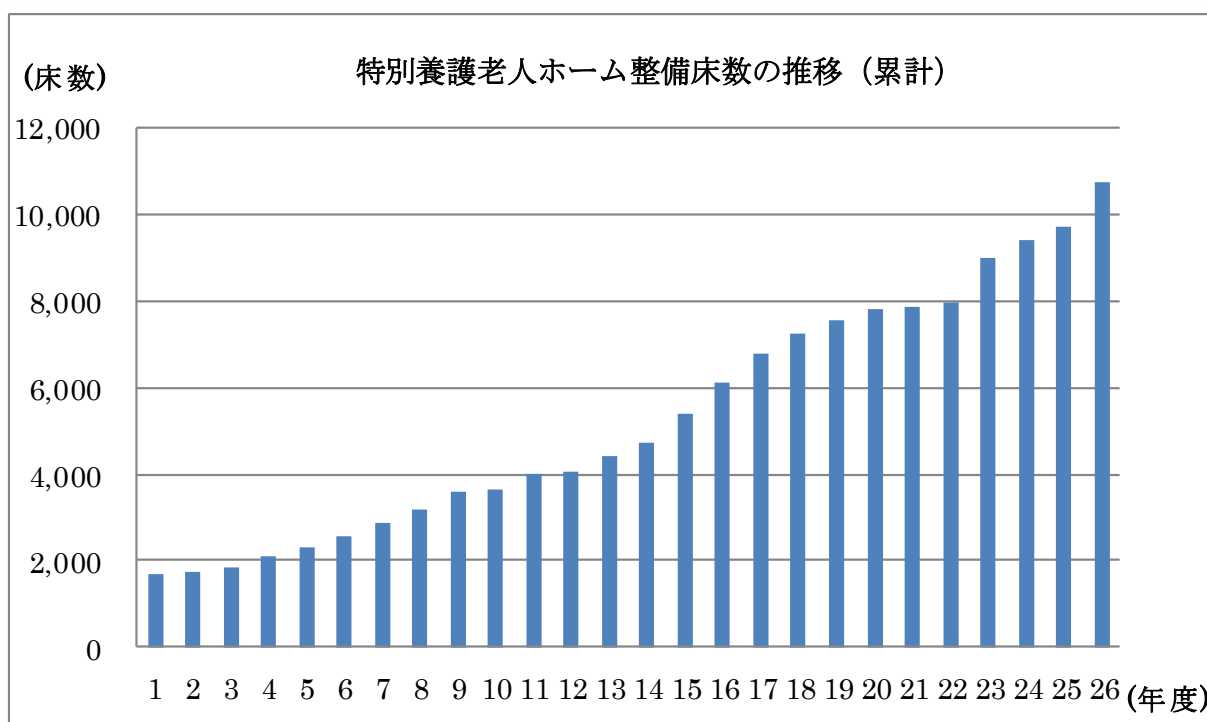
入所申込者の要介護度別割合（図4-②）



(5) 施設整備の状況

- ・ 県内の特別養護老人ホームの整備床数は、第5期に1,171床を整備し、平成27年3月末で10,726床と、平成12年3月末からの15年間で約2.7倍に増加する見込みです。(図5-①)
- ・ 65歳以上高齢者100人あたりの特別養護老人ホームの床数は、平成12年3月末に1.0床でしたが、平成27年3月末には1.9床となる見込みです。(表5-②)
- ・ 一方で、平成12年3月末から平成26年3月末までの整備床数の伸び率は、全国平均で1.23倍となっています。
- ・ しかしながら、入所申込者数は年々増加しており、高齢化の進行速度に追いつかない状況となっています。(図4-①)

特別養護老人ホーム整備床数の推移[累計] (図5-①)



65歳以上100人あたり床数 (表5-②)

	介護保険 開始時	1 期末	2 期末	3 期末	4 期末	5 期末	伸び率
	H11 年度末	H14 年度末	H17 年度末	H20 年度末	H23 年度末	H26 年度末	
全 国	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.23 倍
岐阜県	1.0	1.1	1.5	1.6	1.7	1.9	1.90 倍

出典：(全国)福祉行政報告例の定員と総務省統計局の65歳以上推計人口より算出

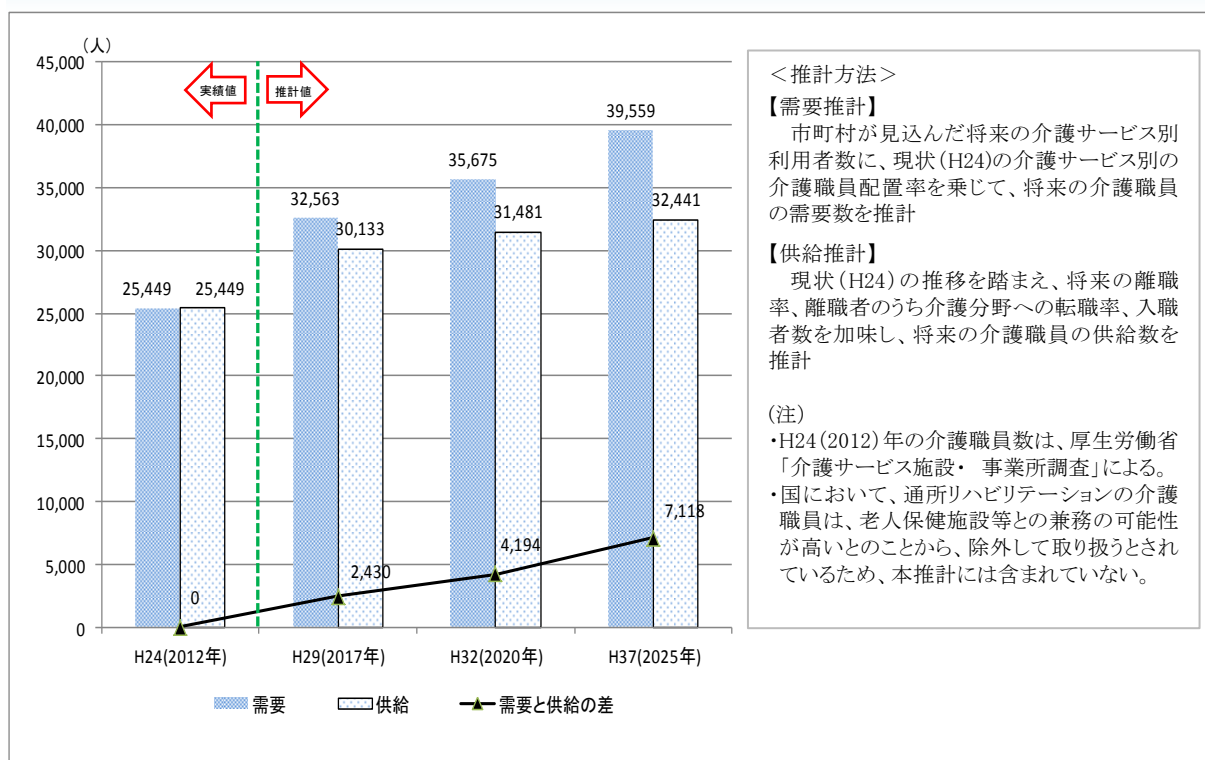
但し、5期末の定員はH25年度末

(岐阜県)5期末は、整備見込床数(着工ベース含む)と県推計人口(H26.9.30 現在 県統計課)より算出

(6) 介護人材を取り巻く状況、人材の推移と将来推計

- ・ 県内では、急速な高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数も増加すると推測され、これに合わせ、施設及び居宅介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- ・ 平成 37 (2025) 年には平成 24 (2010) 年と比較し、介護職員数の需要数が約 14,100 人の増加に対し、供給数は約 7,000 人の増加となっているため、約 7,100 人の介護職員の不足が見込まれています。
- ・ 平成 37 (2025) 年までには、毎年約 1,000 人の介護職員を確保する必要があります。

県内で必要となる介護職員数の見通し (図 6-①)



- ・ 介護職員は増加を続けており、平成 22 (2010) 年と平成 24 (2012) 年とで比較すると、2,868 人の増加となっており、そのうち介護福祉士は 1,553 人の増加となっています。
- ・ 介護職員一人あたりの利用者数は横ばいを続けていますが、介護職員に占める介護福祉士の割合の増加に伴い、介護福祉士一人あたりの利用者数は減少傾向にあります。(表 6-②)

介護職員数、介護福祉士数の推移 (表 6-②)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護職員数 (a)	22,581人	23,949人	25,449人
うち介護福祉士数 (b)	7,863人	8,358人	9,416人
介護職員に占める割合	34.82%	34.90%	37.00%
利用者数 (c)	68,525人	71,721人	76,054人
介護職員一人あたりの利用者数 (c)÷(a)	3.03人	2.99人	2.99人
介護福祉士一人あたりの利用者数 (c)÷(b)	8.71人	8.58人	8.08人

出典：岐阜県介護保険事業状況報告、介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
介護職員、介護福祉士は各年度 10 月 1 日現在（通所リハビリテーションの介護職員数は含まない）、利用者数は各年度 3 月末現在
利用者：居宅サービス利用者、地域密着型サービス利用者、施設サービス利用者

3 第6期計画の基本理念及び重点事項

(1) 基本理念

- 地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援がお互いに連携し、一体的に提供される環境、すなわち『地域包括ケアシステムの構築』を基本理念とします。

(2) 施策体系

- 基本理念の実現のための6つの重点施策を推進しながら、それらに対応する、あるべき将来像の実現を図ります。
 - ① 多職種連携の促進
 - ② 認知症対策の推進
 - ③ 介護人材の育成確保の推進
 - ④ 生活支援と介護予防の推進
 - ⑤ 在宅サービスの推進
 - ⑥ 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進

(3) 重点事項

① 多職種連携の促進

- 住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築には、その生活を支えるために様々な主体が関わっていくことが大切です。
- とくに、医師、看護師、歯科医師、薬剤師などの医療の専門家と、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員などの介護の専門家が連携を密にし、それぞれの専門性から高齢者を支援することは、その人の心身の状態や生活の質の維持向上に大きな役割を果たすものと考えられます。

(目指すべき将来像)

- 県内の各地域において高齢化の状況や住民ニーズ、人的資源等の実情に応じた多職種連携関係の構築や、その関係を活かした高齢者ケア等の地域内活動が普遍的に行われる社会を目指します。

② 認知症対策の推進

- 認知症高齢者本人とその家族が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で穏やかに生活し続けるためには、専門医療の充実、介護職のスキルアップが必要であるとともに、地域住民同士が見守り、支え合う環境づくりや、県民一人ひとりの理解促進が不可欠です。
- また、認知症の早期発見の仕組みづくりや認知症を予防する取組みの充実も大切です。

(目指すべき将来像)

- 県内の各地域において、認知症に関するきめ細かな対策が普及し、誰もが地域で当たり前前に生活を継続できる社会を目指します。

③ 介護人材の育成確保の推進

- 介護が必要となっても、その人らしい生活を維持し、生き生きと暮らしていくためには、とりわけその人の心身の事情に応じた適切なケアのできる介護人材の存在が不可欠です。
 - 新たな担い手の育成と現在活躍中の人材のスキルアップとキャリアアップの道筋を明らかにするほか、介護人材の離職防止や処遇改善が引き続き重要な課題であると言えます。
- (目指すべき将来像)**
- 県内各地域の高齢化等の状況に応じ、適切なケアのできる人材を必要数確保でき、誰もが安心して生活できるとともに、ケアの担い手が目標を持ち生き生きと働ける社会を目指します。

④ 生活支援と介護予防の推進

- 年齢を重ねても、誰もが健康と活力を維持し、要介護となる期間をできるだけ短くするためには、意識的な「介護予防」の取組みが重要です。
 - また、老人クラブ、高齢者を対象とするスポーツ、文化・芸術活動や生涯学習などの様々な取組みの推進のほか、地域の活力と住民同士の横のつながりを維持する取組みは、地域の中で高齢者を支える生活支援体制の構築や、お互いが支え合う地域包括ケアシステムの土台づくりになるものと考えられます。
- (目指すべき将来像)**
- 県民一人ひとりが健康づくりと介護予防について理解し、そのための具体的な実践行動を行うとともに、地域における自らの関与の在り方を考え、能動的な取組みを行う社会を目指します。

⑤ 在宅サービスの推進

- 「年齢を重ねても、住み慣れた地域（自宅）でできるだけ長く安心して生活を継続したい」という意見は、多くの県民から聞かれる希望であり、それを実現するためには、その人の心身の状態や生活ニーズに合った適切な支援を、適切なタイミングで受けられる環境づくりを行うことが大切です。
 - 訪問介護をはじめとする様々な在宅サービス・支援の充実は重要な課題であると言えます。
- (目指すべき将来像)**
- 県民一人ひとりが高齢期にどのような生活をしたいのかを能動的に考え、具体的なイメージを持ち、その実現のために自ら必要な取組み等を理解して行動に移すとともに、これに関与するために十分なサービス提供体制の整った社会を目指します。

⑥ 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進

- 地域包括ケアシステムの構築にあたり、その中心に一人ひとりの暮らし・住まいが位置付けられる中、在宅サービスと両輪となる施設サービスが安定的に確保、提供されることは、暮らしの安心につながる大切な要素であると言えます。
- また、住宅改修などを通じ、高齢期の暮らしに即した住まいとするなど、長期的な視点で住まいづくりを考えることも、長寿社会に必要な視点であると考えられます。

(目指すべき将来像)

- 真に必要な人に必要なサービスを提供できるよう、施設整備を在宅サービスの充実と一体的に捉えた行政施策の推進と、これに応じた事業者活動、県民が自ら受けるサービスについて主体的に考える能動的な社会を目指します。

(4) 各主体の役割

地域包括ケアシステムの構築のために、地域の構成員である主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

(1) 県民

①地域のすべての住民

地域の高齢者の見守りやボランティア活動への参加、認知症や介護予防への理解の促進と健康づくりに取り組みます。

また、居住する地域を支える一員としての自覚を持ち、自らが地域で担う役割を探し行動に移すことで、地域で支え合い、助け合う社会をつくるよう努めます。

さらに、日頃から地域の医療、介護、福祉等のサービスの情報収集に努め、日常生活上の支援や介護保険によるサービスが必要となった時取るべき行動を見極め、家族など身近な人と話し合っておくなどの備えを進めます。

②要介護者

自らの状況の正しい把握に努め、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護等の専門職や家族、制度外サービスの主体（近隣住民、ボランティアやNPO、民生委員など）から受けるべき最適なケアの在り方について、心身の状況に応じ可能な範囲で考え、希望を伝えるとともに、ケアを受け入れ、自ら行動することで健康、生活の質の維持と状況悪化の防止に努めます。

また、介護が必要であっても社会の一員としての役割を探求し、身近な人や地域社会と連携し、可能な限り行動に移すよう努めます。

さらに、要介護者が暮らしやすい社会環境をつくるために必要な施策について、自らの経験等を踏まえて意見を表明し、介護に対する社会の理解促進に努めます。

③介護者

要介護者本人の心身の状況や、介護、支援を受けることに対する本人の希望を正しく把握し、本人を支えるための最適なサービス、ケアの在り方を医療・介護等の専門職や制度外サービスの主体とともに検討し、本人に伝え、理解を促すよう努めます。

また、日常生活上の支援や介護に関する情報収集に努め、自らの生活と介護とのバランスや介護疲れの解消に配慮して適切な支援を求めます。

さらに、自らの介護体験をもとに介護者、要介護者を取り巻く環境の改善と、介護に対する社会の理解促進に資するよう、意見を表明し、行動に移すよう努めます。

(2) 介護事業者及び介護従事者

①介護事業者

要介護者本人に関わる多職種の専門家との連携関係の構築に努め、本人の心身の状況を多角的に捉えた上で自らの専門性に基づくサービスを提供します。

また、要介護者一人ひとりに適したサービスの質を確保し、必要なタイミングで必要量提供できるよう経験とノウハウの蓄積に努めるとともに、本人や家族等の関係者との十分な擦りあわせを行います。

さらに、介護に携わる人材の育成・確保に努め、スキルアップ機会の提供及び職務内容に見合った適切な処遇を行います。

②介護従事者

専門職としての自覚と誇りを持ち、利用者や家族、他の専門職の意見等に耳を傾け調整を行うとともに、自らのスキルアップに努め、質の高い介護を提供できるよう努力します。

また、介護に対する社会の理解促進や、従事者の処遇改善とモチベーションの維持に資するよう、自らの体験や見識を踏まえた意見表明を行うよう努めます。

さらに、労働者として自らの生活と仕事のバランスの維持とともに介護従事者全体の離職の抑制、防止につながるよう、周囲に対する配慮に努めます。

(3) 社会福祉法人、民間企業、NPO、地域の諸団体

地域の事業者は地域における社会貢献活動の内容、方法について、高齢社会を念頭に検討し、自らの運営・活動を行う上での様々な関係者も含め主体的に活動できるよう努めます。

併せて、自らの業態や組織力及び機動力を活かし、災害等の緊急時における活動への備えを充実し、関係者間のネットワークの構築・維持向上に努めます。

(4) 市町村及び広域連合（保険者）

地域包括ケアシステムの構築・運営の中心的な役割を担うことを認識し、介護保険だけでなく、制度外サービス等の地域資源も含めた高齢者支援の在り方を考え様々な主体の参画できる道筋を創出するとともに、住民のニーズや地域の現状と課題を把握し、政策決定を行います。

また、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会の体制充実と密接な連携協力関係を構築し、地域における医療・介護等多職種による連携構築のコーディネートを実施します。

さらに、介護保険制度や制度外サービスの実状に精通した職員の育成・確保に努めます。

(5) 県

県内における多職種連携、地域での支え合い活動、介護予防や認知症対策などの取り組み事例等について各市町村間の情報共有と普及を図るとともに、地域の実情に応じた対応を促します。

また、市町村が行う施策、事業に関連する専門家等の派遣などの後方支援を行います。

広域的かつ中長期的な視点で介護人材の需給を見極め、これに沿った育成・確保が進むよう対策を推進するとともに、介護事業者等関係主体に対する働きかけを継続、強化します。

介護保険や日常生活上の支援に関連する主体との良好な関係の構築に努め、連携を促進するとともに、地域における現状と課題を踏まえ、必要に応じて国に提言、要望を行います。

4 各施策の概要

1 多職種連携の促進に関する施策

(1) 医療と介護の連携

①医療と介護の連携

高齢者が、要介護状態等となった場合でも、住み慣れた地域（在宅）で自立した生活を営むため「地域包括ケアシステム」の構築が必要ですが、特に、医療と介護の連携強化が不可欠であり、こうした取り組みに対して支援します。

【主な施策】多職種連携チームの構築

②ターミナルケアの推進

全ての県民が安心して人生のターミナル（終末）期を送ることができるよう居宅介護支援や訪問看護、療養通所介護などの介護サービスにおいて、介護と医療との連携を推進します。

【主な施策】ケアマネジメントにおける主治医等との連携及び在宅サービス提供体制の整備

③難病患者（高齢者）に対する取り組み

地域での保健・医療・福祉の連携や、難病患者やその家族の生活の質の向上を目指した取り組みを実施します。

【主な施策】難病患者在宅療養応援員の登録推進

④多様な人材の養成及び支援

介護サービスの種類ごとに必要な職種の資質向上を図るための養成研修の実施や支援を行います。

【主な施策】介護福祉士等の介護職及び看護職員等の医療職への研修の実施

(2) 保健・医療・福祉等のネットワークを支える情報提供体制、相談体制の整備

①岐阜県福祉総合相談センター事業の充実

県福祉総合相談センターが県内関係機関のネットワークの要として、医療・保健・福祉・介護のみならず、多くの分野にまたがるあらゆる相談に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへつなげる体制を整備します。

【主な施策】職員の資質向上研修の実施による相談業務の情報とノウハウの蓄積支援

②福祉団体、関係者の機能発揮支援

地域福祉の中核的推進団体である県社会福祉協議会の運営とその機能強化に向けた取り組みを支援するとともに、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。

【主な施策】民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発

民生委員に対する経験年数や役割に応じた研修会の開催

2 認知症対策の推進に関する施策

(1) 認知症高齢者への支援

① 認知症高齢者に対する取り組み

認知症医療体制の充実や認知症介護の知識・技術を高めるとともに、認知症の早期発見の仕組みづくり、認知症介護を担う人材の育成や地域による支え合いなど総合的な支援を行います。

【主な施策】認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置支援

② 認知症に対する理解・相談体制の整備

家族や高齢者介護に携わる方々だけでなく、広く県民に対し、認知症の早期診断の必要性についての知識を普及するとともに、認知症に関する相談体制を整備することで、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域をつくれます。

【主な施策】認知症サポーターの養成支援
徘徊見守りSOSネットワークに類する事業の支援

③ 認知症に関する医療の推進

認知症高齢者とその家族が尊厳を保ちながら住み慣れた地域（在宅）で穏やかな生活を送ることができるようにするため、認知症を早期発見・早期診断し、適切な治療につなげることができる体制の整備を図ります。

【主な施策】認知症サポート医の養成・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施

(2) 高齢者の権利擁護への取り組み

① 高齢者虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」などに基づき、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援する体制構築等のさらなる推進を図ります。

【主な施策】市町村、地域包括支援センター職員及び養介護施設従事者等に対する研修の実施

② 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分となった高齢者やひとり暮らし高齢者等を支援するため、成年後見制度の利用を促進するとともに、申立人のいない高齢者については市町村長申し立てを促進するなど、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援します。

【主な施策】日常生活自立支援事業の広報啓発・促進

3 介護人材の育成確保の推進に関する施策

(1) 介護サービスを支える人材の確保

① 福祉人材の安定した確保支援

県福祉人材総合対策センターを中心に、福祉人材の養成校、ハローワーク等の関係機関と連携し、新たな人材の発掘、介護人材の定着支援の2本柱で介護人材の確保に取り組みます。

【主な施策】介護福祉士養成校等の学生に対する修学資金貸付
福祉人材育成推進事業所認定制度（仮称）の創設

②多様な人材の養成及び支援（再掲）

（２） 地域での支え合い活動の促進

①地域での支え合い活動の支援

住み慣れた地域（在宅）での高齢者の暮らしを支えるため、介護保険制度の充実に加えて、見守りネットワーク活動など地域での支え合いによる制度外サービスの更なる普及・拡大を図ります。

【主な施策】地域での支え合い人材を育成するボランティア講座の実施支援

②地域の絆づくり

社会的孤立の防止・解消に向けて、地域住民が主体となって互いに支え合う仕組みづくりや、地域の絆づくり推進のために求められる人材育成、広域的・専門的支援に取り組みます。

【主な施策】ぎふ地域の絆づくり支援センターによる広域ネットワークづくり、新たな地域リーダー育成等の支援

③高齢社会に関する県民意識の高揚

高齢者の福祉について県民の関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるべく、普及・啓発を推進します。

【主な施策】「老人の日・老人週間」の啓発・高齢者の顕彰

④NPOの自立・発展の促進

公的サービスだけではなく、地域の実情に応じてきめ細かく柔軟に対応できるサービスが必要であるため、NPOの役割が今後ますます重要となることから、NPOの自立・発展を促進します。

【主な施策】NPO基礎講座・実践講座の開催

4 生活支援と介護予防の推進に関する施策

（１） 高齢者の寝たきり、介護予防・生活支援の推進

（１） 介護予防・生活支援

①介護予防・生活支援事業の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、関係団体と連携しながら、市町村が実施する介護予防・生活支援事業の更なる推進を支援します。

【主な施策】介護予防従事者研修の実施・リハビリ専門職の広域的な派遣

②生活支援・介護予防の基盤整備への支援

市町村における生活支援体制の整備や新しい総合事業への移行準備等について情報共有する機会を設けるほか、地域における担い手づくり、地域づくり全般の視点を持って進められるよう、積極的な情報発信と市町村支援を行います。

【主な施策】生活支援コーディネーター養成研修の実施

(2) 介護予防サービスの推進

①介護予防サービス

介護予防サービスの提供にあたっては、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要であることから、明確な目標設定を行い、一定期間後には初期の目標が達成されたかどうかを評価する「目標志向型」のサービスを提供し、利用者本人の日常生活における意欲の向上を目指します。

【主な施策】介護予防サービス事業所に対する指導

②地域密着型介護予防サービス

高齢者ができる限り住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるように、市町村等で提供される地域密着型介護予防サービスの円滑な推進のための支援を行います。

【主な施策】指定・指導権限を有する市町村等への助言等の実施

(3) 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント

要支援認定を受けた高齢者を対象とした「予防給付」、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者を対象とした「介護予防事業(地域支援事業)」及び両者を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)」に関して、より効果的なケアマネジメントを行うための研修等を通じて支援します。

【主な施策】地域包括支援センター職員向け研修の実施

(4) バリアフリー住宅、住宅改修の促進による寝たきりの予防

高齢者の自立を支援し、寝たきりを防止するため、バリアフリー住宅の普及及び手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を促進します。

【主な施策】高齢者世帯向けの住宅建設、リフォームに対する支援

(2) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進

(1) 生活習慣病予防、早期発見・早期治療

①健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守り・つくる」という原則を踏まえ、県民一人ひとりの主体的かつ積極的な健康づくり運動が定着し、広がるよう推進します。

【主な施策】キャンペーン等の実施

②健康増進事業の推進

生活習慣病の発症予防や早期発見を図るため、市町村が行う40歳以上の方を対象とした、健康診査や健康教育、健康相談などの保健事業が適切に実施されるよう、情報提供等により支援します。

【主な施策】特定健康診査・特定保健指導、病気の早期発見・早期治療等の啓発

(2) 地域における多様な健康法の推進

地域において園芸福祉・食育など、多様な健康づくりの取り組みを支援します。

【主な施策】園芸福祉・食育に関する研修及び講座の実施

(3) 生きがいつくりの推進

① 老人クラブ活動等の高齢者による地域活動の支援

老人クラブは、地域の概ね60歳以上の高齢者が組織する自主活動団体であり、介護予防の観点から、市町村老人クラブ連合会や県老人クラブ連合会が実施する健康づくり事業や生きがいつくり事業等を支援します。

【主な施策】多様なクラブ活動を促進する老人クラブへの助成

② スポーツを通じた健康・生きがいつくり

高齢期においても住み慣れた地域（在宅）で、健康で心豊かなくらしを送ることができるように、スポーツを通じた高齢者の健康・生きがいつくりを支援します。

【主な施策】「全国健康福祉祭」（ねんりんピック）の開催に向けた普及啓発

③ 生涯学習、地域活動を通じた生きがいつくり

県民の地域・社会への主体的な参加を促進し、生涯学習の学びによる個人の自立と高齢者をはじめとする県民一人ひとりが地域社会の中で役割を持ち、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるよう、県民の生涯学習を推進します。

【主な施策】地域で活躍する場づくりや生涯学習情報の提供と生涯学習相談の実施

(4) 産業の担い手として的高齢者の就労促進

(1) 高齢者の就労促進

高齢者の労働力を活かすため、国の委託訓練制度を活用し、関係機関と連携しながら、人材の育成や就労促進に取り組みます。

【主な施策】ニーズに合った公共職業訓練メニューの設定

(2) 高齢者の生きがい就労支援

① シルバー人材センター連合会への支援

県シルバー人材センター連合会の活動を支援することによって、シニア人材の育成や就業先の開拓を通して高齢者が活躍できる機会を拡大し、人手不足解消と活力ある地域社会の形成を図ります。

【主な施策】岐阜県シルバー人材センター連合会への運営費の補助

② 農業等への就労支援

高齢者の生きがいつくりのみならず、農地を守り、次の世代へ農業を継承していくためにも、意欲ある高齢者の就農を支援します。

【主な施策】新規就農者に対する農業の基礎知識等の研修の実施

(5) 高齢者の活動支援及びリーダー養成

(1) 高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援

① 高齢者の活動組織の支援

地域の高齢者グループ等の組織化を支援し、自発的・継続的なボランティア活動や地域貢献活動を支援します。

【主な施策】友愛訪問活動や地域見守り活動を行う老人クラブへの重点的な助成

②ボランティアセンターにおける人材コーディネート

県ボランティアセンターの運営及び各種事業に対する支援を行います。また、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化に向けた取り組みを支援します。

【主な施策】ボランティアコーディネーター・ボランティアリーダー研修等の実施

③高齢者の知恵の活用

人生や生活についての先輩としての高齢者の経験・知恵を生かせるよう支援します。

【主な施策】団塊シニア教員人材バンクの登録促進・食育における高齢者の活用

(2) 地域で活躍する高齢者のリーダーの養成・活動促進

高齢者のリーダー養成のための様々な研修等を実施している老人クラブ活動を支援します。

【主な施策】各種リーダー養成研修を実施する老人クラブ連合会への支援

5 在宅サービスの推進に関する施策

(1) 住み慣れた地域で安心して暮らせる生活の支援

①居宅介護支援の充実

介護支援専門員（ケアマネジャー）による居宅介護サービス計画の作成等に当たっては、利用者の心身や家族の状況等に応じ、各サービス事業者等と連携しながら継続的かつ計画的にサービス利用が行われるよう支援します。

また、可能な限り在宅で暮らすことを可能とするため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「身体介護20分未満の区分などの訪問介護サービス」を積極的に活用し、質の高い居宅介護サービス計画の作成と、適切なサービスの提供を支援します。

【主な施策】介護支援専門員・訪問介護員に対する研修の実施

②居宅介護サービスの充実

居宅介護サービスには、訪問介護、デイサービス等の12種類があり、要介護者に対し、適正なサービス提供がなされるよう支援します。

【主な施策】各介護保険サービス事業所に対する指導

在宅サービスに係る県民への周知啓発、短時間の身体介護サービスの利用促進

③生活支援・介護予防の基盤整備への支援（再掲）

④家族介護支援の推進

家族介護者の精神的、肉体的な負担の軽減を図るため、市町村が行う地域支援事業における家族介護の取り組みを支援します。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整備するため、誰もが、仕事、家庭生活（家事・育児・介護等）、地域活動、個人の自己啓発など多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを推進します。

【主な施策】育児・介護休業制度定着による休業の取りやすい環境づくりの促進

(2) 地域包括ケアの推進

①地域包括ケアシステムの構築

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【主な施策】地域ケア会議に関する研修会等の実施

②地域包括ケアの推進

地域包括ケアシステムを実現するため、各市町村が、医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートする機関として設置している地域包括支援センターの機能強化のための支援を行います。

【主な施策】地域ケア会議への広域支援員、専門職の派遣
県民に対する地域包括支援センターの普及啓発

③地域密着型サービスの推進

高齢者が中重度の要介護状態になった場合でも、できる限り住み慣れた地域（在宅）で生活が継続できるように、身近な市町村で提供される定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの普及を促進します。

【主な施策】「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」及び「看護小規模多機能型居宅介護」についての情報提供

6 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進に関する施策

(1) 施設の整備

①施設整備の基本的な方針

国の基本指針「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえながらも、市町村ごとの介護保険事業計画との整合性や、地域ごとのニーズ等に適切に対応した整備を行います。

【主な施策】補助事業の実施、許認可等申請手続きの支援

②療養病床の再編に対応した施設サービスの確保

国の動向を注視しながら、療養病床の再編に伴う県民や医療機関の不安の解消や療養病床の円滑な転換等を進めるため、相談体制を確保するとともに、国の転換支援策の周知や病床転換に対する支援を行います。

【主な施策】転換・廃止等の動向把握及び市町村等との情報共有

③特別養護老人ホーム入所申込者への対応

利用ニーズに対応した定員数の確保に向けた適切な施設整備を促進します。また、必要性の高い順に入所が行われるような運用を一層促進します。

【主な施策】入所の判断基準を盛り込んだ入所指針の作成

④介護保険施設の整備

地域の実状に合わせ、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護保険施設について、適切な整備を推進します。

【主な施策】定員30人以上の施設に対する県単補助事業の実施

⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム等の整備

有料老人ホーム等を特定施設として指定し、多様なニーズに対応します。

【主な施策】特定施設の指定による介護施設の確保、有料老人ホームの指導助言

⑥その他の施設の整備

住み慣れた地域で介護を受けながら共同生活が続けられるよう、認知症グループホームの整備を推進します。また、高齢者向け住宅への支援を行います。

【主な施策】グループホームの整備に対する補助事業の実施
サービス付き高齢者向け住宅の指導助言

(2) バリアフリー住宅、住宅改修の促進による寝たきりの予防（再掲）

7 その他の取り組み

(1) サービス提供のための環境の整備

①介護サービス情報の公表の推進

利用者が自ら情報を入手し、事業者の情報を比較検討することができるよう、インターネットによる情報の公開を促進します。

【主な施策】介護サービス情報公表制度における理解と周知の促進及び適正な調査の実施

②福祉サービス評価事業の推進

福祉サービスの質の向上とともに、利用者による的確な事業者サービスの選択にも資するため、サービス事業者自身による自己評価に加えて、第三者評価の受審を促進します。

【主な施策】事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発

③多様な手段による情報提供の推進

利用者、事業者に対して、ホームページ等を活用し、常に介護や福祉、研修や制度等に関する最新の情報を提供します。

【主な施策】ホームページ等による情報提供、福祉相談センターの相談体制整備支援

④福祉用具等の適切な利用支援

高齢者の身体的状況や家族を含めた生活環境全体に適した住宅改修・福祉用具・介護ロボットを有効に利用するに当たっては、専門的な知識や情報が必要であるため、利用者を支援する介護支援専門員や地域包括支援センター職員などの資質の向上や、地域における専門家の活用を図ります。

【主な施策】福祉用具等に関する専門的な研修の実施及び適切な利用の促進

⑤サービス提供の質を高める施策の推進

事業者指導、苦情処理体制の確保、身体拘束ゼロの推進及び個人情報保護の推進等を図ります。

【主な施策】指導監督研修への派遣等による事業所の指導担当職員の資質向上
「介護保険なんでも相談所」の設置による相談体制の充実

⑥介護給付等に要する費用の適正化の推進

介護サービスが要介護者の自立支援に繋がるものとなっているかという視点や不適切・不正な介護サービスはないかとの観点から、介護給付の適正化について、岐阜県介護給付費適正化計画（第3期）に基づき、保険者による介護給付費適正化の取り組みを支援します。

【主な施策】介護サービス事業所への指導及び先進事例の共有

(2) 県民が安心して暮らせるまちづくりの推進

①災害発生時の避難支援体制づくりの推進

震災時における避難体制の確立をはじめ、高齢者福祉施設が被災した場合の施設間の連携体制の確立や他都道府県からの応援受け入れの調整、さらに、地震に強い施設とするための耐震化を推進します。

【主な施策】避難行動要支援者名簿の作成や「防災訓練」の実施等に対する市町村支援

②防犯・防火対策の推進

高齢者をはじめすべての方が安全で安心して暮らせる地域にするために、各種対策を推進して高齢者の防犯・防火意識を高めるとともに、住宅用火災警報器の設置について、市町村消防本部と連携して啓発活動を実施します。

【主な施策】各種出前講座の活用による犯罪の未然防止及び防犯意識の啓発

③交通安全対策の推進

交通事故死者数のうち高齢者の占める割合が約5割に達していることから、参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめとした各種事業を実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を推進します。

【主な施策】高齢者交通安全大学の開設による交通安全活動の推進

④福祉のまちづくりの推進等

高齢者、障がい者をはじめ、すべての方が住み慣れた地域で自由に行動でき、安心して暮らすことができる生活環境づくりを進めます。

【主な施策】福祉のまちづくりに関する普及啓発

(3) 福祉用具の研究開発

福祉用具等の製品化への支援・開発

高齢者の身体特性や利用者のニーズに添った生活用品を開発・実用化し、その普及と利活用を進めることで高齢者の自立支援や介護者の負担低減を図ります。

【主な施策】医療福祉機器分野への事業展開に対する相談対応及び専門家の派遣

5 介護保険施設等及び地域密着型サービスに係る必要入所(利用)定員総数

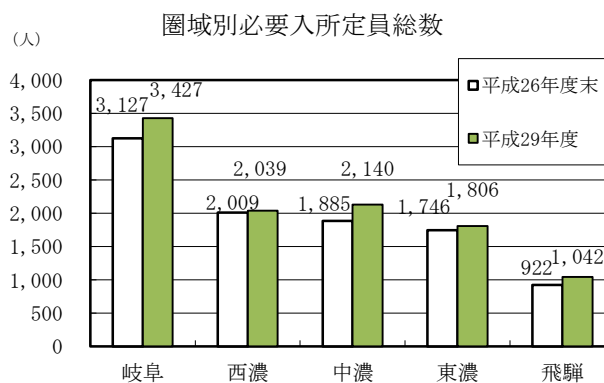
今期計画期間中に1,487人分の定員増

今期介護保険事業(支援)計画における必要入所(利用)定員総数は、以下のとおりです。

○広域型特別養護老人ホーム(定員30人以上)

平成26年度末	→	平成29年度
9,689		10,454
人		人

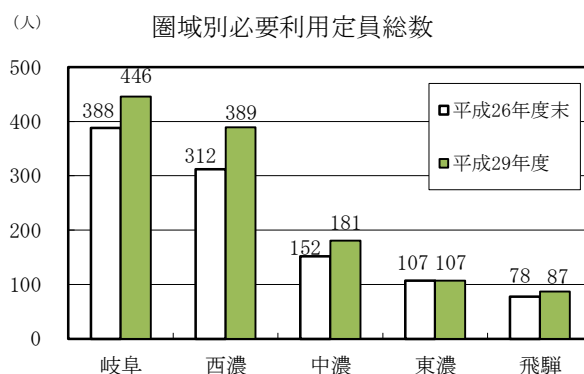
765人増



○地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下)

平成26年度末	→	平成29年度
1,037		1,210
人		人

173人増

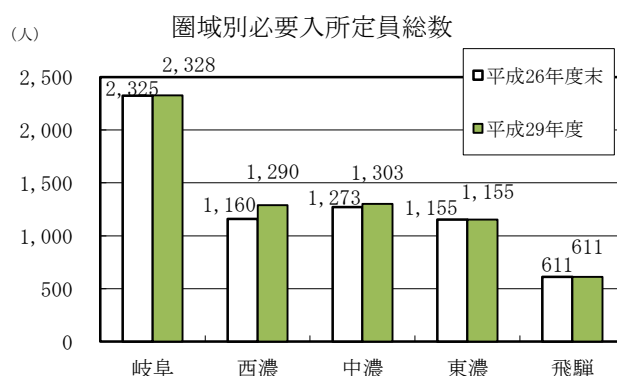


○介護老人保健施設

平成26年度末	→	平成29年度
6,524		6,687
人		人

※転換分を除く

163人増



○介護療養型医療施設

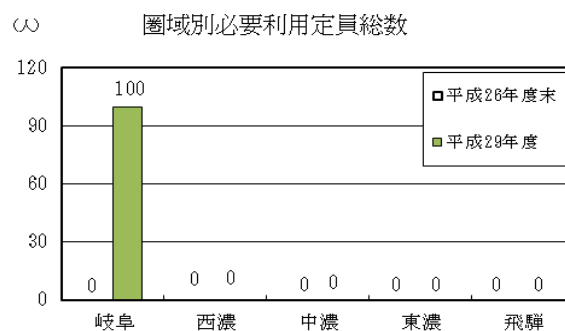
平成26年度末 568 人	(転換) →	平成29年度 医療型療養病床 68 老人保健施設 12 未定 488 人
---------------------	-----------	--

80人転換予定

○介護専用型特定施設入居者生活介護(定員30人以上の介護専用型の特定施設)

平成26年度末 0 人	→	平成29年度 100 人
-------------------	---	--------------------

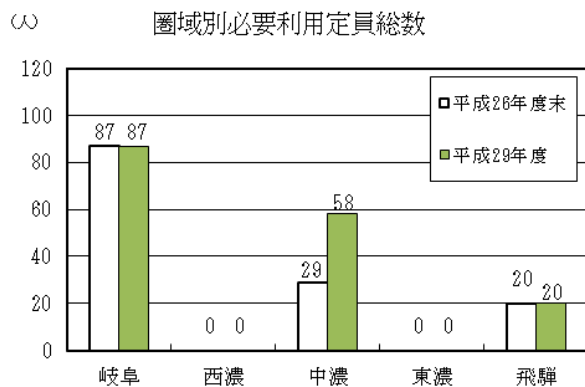
100人増



○地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下の介護専用型の特定施設)

平成26年度末 136 人	→	平成29年度 165 人
---------------------	---	--------------------

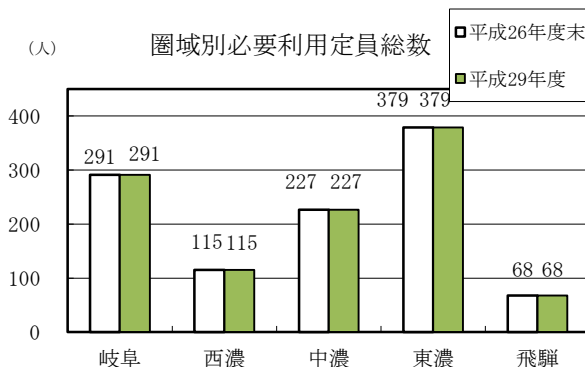
29人増



○混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型以外の特定施設)

平成26年度末 1,080 人	→	平成29年度 同左
-----------------------	---	--------------

整備予定なし

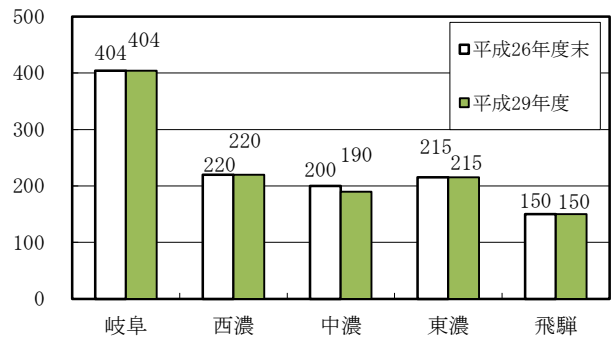


○養護老人ホーム

平成26年度末 1,189 人	→	平成29年度 1,179 人
-----------------------	---	----------------------

10人減

(人) 圏域別必要入所定員総数

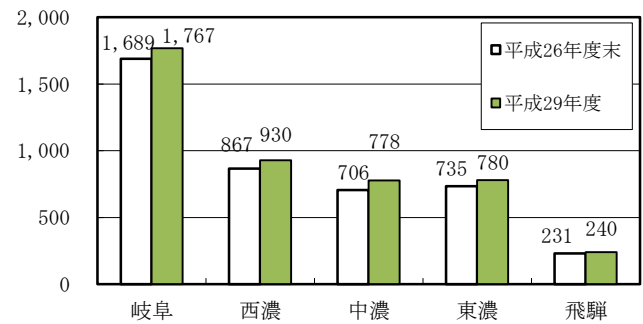


○認知症グループホーム

平成26年度末 4,228 人	→	平成29年度 4,495 人
-----------------------	---	----------------------

267人増

(人) 圏域別必要利用定員総数



6 介護サービス見込み量の推計（県計）

（１）居宅、地域密着型、施設サービス量の推計

（1月あたりの回数、日数、利用者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
（１）居宅サービス	814,565	838,804	917,259	1,489,709
①訪問介護（回）	287,100	318,212	353,927	624,061
②訪問入浴介護（回）	6,032	6,634	7,412	12,671
③訪問看護（回）	54,783	59,664	65,761	112,800
④訪問リハビリテーション（回）	12,478	14,331	16,237	27,199
⑤居宅療養管理指導（人）	8,146	9,101	10,089	14,128
⑥通所介護（回）	256,011	226,185	243,882	367,245
⑦通所リハビリテーション（回）	55,486	58,326	61,721	86,820
⑧短期入所生活介護（日）	95,805	104,876	113,038	180,654
⑨短期入所療養介護（日）	11,381	12,146	13,990	23,248
⑩特定施設入居者生活介護（人）	1,214	1,327	1,527	1,989
⑪福祉用具貸与（人）	25,420	27,229	28,836	37,804
⑫特定福祉用具購入費（人）	709	773	839	1,090
（２）地域密着型サービス	16,859	72,603	77,860	113,801
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	151	279	344	550
②夜間対応型訪問介護（人）	31	29	29	30
③認知症デイサービス （認知症対応型通所介護）（回）	9,876	10,138	10,498	12,485
④小規模多機能型居宅介護（人）	1,492	1,658	1,821	2,379
⑤認知症グループホーム （認知症対応型共同生活介護）（人）	4,128	4,267	4,424	5,306
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	139	161	170	239
⑦地域密着型特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）（人）	938	972	1,043	1,309
⑧看護小規模多機能型居宅介護（人）	104	167	239	375
⑨地域密着型デイサービス （地域密着型通所介護）（回）		54,932	59,292	91,128
（３）住宅改修（人）	529	570	612	800
（４）居宅介護支援（人）	41,362	43,341	45,315	57,622
（５）介護保険施設サービス	16,962	17,296	17,785	20,497
①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（人）	9,525	9,756	10,238	11,935
②介護老人保健施設（人）	6,887	6,990	7,057	8,133
③介護療養型医療施設（人） ※	550	550	490	429

※ 転換予定が不明な介護療養型医療施設については、現行のサービスを継続するものとして推計しました。

(2) 介護予防、地域密着型介護予防サービスの推計

(1月あたりの回数、日数、利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス	31,350	30,998	30,317	48,436
①介護予防訪問介護 (人)	4,752	2,962	1,063	0
②介護予防訪問入浴介護 (回)	47	68	91	237
③介護予防訪問看護 (回)	6,645	8,167	9,997	23,141
④介護予防訪問リハビリテーション (回)	1,919	2,246	2,571	4,466
⑤介護予防居宅療養管理指導 (人)	449	535	637	952
⑥介護予防通所介護 (人)	7,108	4,964	2,279	0
⑦介護予防通所リハビリテーション (人)	1,813	2,016	2,236	2,975
⑧介護予防短期入所生活介護(日)	1,515	1,857	2,289	4,403
⑨介護予防短期入所療養介護(日)	120	145	166	324
⑩介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	219	233	282	356
⑪介護予防福祉用具貸与 (人)	6,672	7,492	8,370	11,162
⑫特定介護予防福祉用具購入費 (人)	291	313	336	420
(2) 地域密着型介護予防サービス	261	305	347	521
①介護予防認知症デイサービス (介護予防認知症対応型通所介護) (回)	101	114	123	197
②介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	143	172	202	299
③介護予防認知症グループホーム (介護予防認知症対応型共同生活介護) (人)	17	19	22	25
④介護予防地域密着型デイサービス (介護予防地域密着型通所介護) (人)		0	0	0
(3) 住宅改修 (人)	297	314	331	403
(4) 介護予防支援 (人)	15,336	14,080	12,279	15,502

7 数値目標

◆政策の柱 1 多職種連携の促進に関する施策

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
政策形成機能を有する地域ケア会議を開催する市町村数	9 市町村 (H26)	42 市町村 (H29)
多職種連携に関する研修等に取り組む事業所数（累計）	221 事業所 (H26)	550 事業所 (H29)
多職種連携チームを編成するための母体となる組織体制づくりに取り組む地域医師会数	19 医師会 (H26)	22 医師会 (H27)
定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの提供体制のある介護事業所数	9 事業所 (H26)	22 事業所 (H29)
看護小規模多機能型居宅介護の提供体制のある介護事業所数	3 事業所 (H26)	10 事業所 (H29)
難病患者在宅療養応援員登録数	439 人 (H26)	500 人 (H29)

◆政策の柱 2 認知症対策の推進に関する施策

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
認知症初期集中支援チーム配置市町村数	0 市町村 (H26)	42 市町村 (H30)
認知症地域支援推進員配置市町村数	4 市町 (H26)	42 市町村 (H30)
認知症サポート医数	67 人 (H26)	98 人 (H29)
かかりつけ医認知症対応力研修受講医師数	778 人 (H25)	1,200 人 (H29)
認知症サポーター養成数	77,000 人 (H25)	130,000 人 (H29)
徘徊見守り SOS ネットワークに類する事業実施市町村数	4 市町 (H26)	42 市町村 (H29)

◆政策の柱 3 介護人材の育成確保に関する施策

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
介護職員数（施設サービス、居宅サービスに従事する職員数）	25,449 人 (H24)	32,563 人 (H29)
福祉人材の育成に取り組む事業所の数	—	後日設定 (H29)

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
介護福祉士養成学校等在学生への修学資金貸付利用者数 (累計)	358人 (H25)	810人 (H29)
学生等のインターンシップ、一日体験受入数(累計)	304人 (H25)	630人 (H29)
介護職員による喀痰吸引等研修受講者数(累計)	116人 (H25)	1,000人 (H29)
喀痰吸引を行う介護職員を養成するための指導者養成研 修受講者数(累計)	161人 (H25)	480人 (H29)
介護の職場体験事業参加者数(累計)	87人 (H25)	450人 (H29)
小中学生親子向け福祉・介護の職場体験事業参加者数(累 計)	170人 (H25)	970人 (H29)
キャリア支援専門員による福祉・介護の職場就労・定着支 援相談件数(累計)	762件 (H25)	3,800件 (H29)
福祉の仕事説明会に参加する高校生・進路指導教諭数(累 計)	220人 (H25)	940人 (H29)
地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の 実施率(市町村数)	23市町村 (H25)	42市町村 (H30)
団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体 数	85団体 (H25)	120団体 (H30)
拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	95箇所 (H25)	200箇所 (H30)
地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会 ・座談会の実施率(小学校区数)	57.9% (H25)	100.0% (H30)
見守りネットワーク活動実施率(自治会数)	68.5% (H25)	100.0% (H30)
助け合い(生活支援)活動実施率(小学校区数)	17.8% (H25)	50.0% (H30)

◆政策の柱 4 生活支援と介護予防の推進に関する施策

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
介護予防に資する住民主体の自主活動(運動教室等)があ る市町村数	24市町村 (H24)	42市町村 (H29)
生活支援コーディネーター配置市町村数	0市町村 (H26)	42市町村 (H30)
65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー 化がなされた住宅戸数(バリアフリー化率)	38.5% (H20)	75.0% (H32)
65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー 化がなされた住宅戸数(バリアフリー化率)	9.7% (H20)	25.0% (H32)
低栄養傾向者の増加の抑制(65歳以上)	24.2% (H23)	28.0%以下 (H28)
習慣的に運動する人の増加(65歳以上男性)	17.3% (H23)	27.0%以上 (H28)

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
習慣的に運動する人の増加（65歳以上女性）	34.1% (H23)	44.0%以上 (H28)
自分の歯を20歯以上有する人の増加（80歳）	50.6% (H23)	55.0%以上 (H28)
特定健康診査受診者（40～74歳）の増加	43.0% (H22)	62.1%以上 (H27)
特定保健指導を受ける人（40～74歳）の増加	19.0% (H22)	37.6%以上 (H27)
スポーツ実施率（成人の週1回以上のスポーツ実施率）	42.1% (H25)	65.0% (H32)
【再掲】定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの提供体制のある介護事業所数	9事業所 (H26)	22事業所 (H29)
【再掲】看護小規模多機能型居宅介護の提供体制のある介護事業所数	3事業所 (H26)	10事業所 (H29)

◆政策の柱 5 在宅サービスの推進に関する施策

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
【再掲】生活支援コーディネーター配置市町村数	0市町村 (H26)	42市町村 (H30)
【再掲】政策形成機能を有する地域ケア会議を開催する市町村数	9市町村 (H26)	42市町村 (H29)
【再掲】多職種連携に関する研修等に取り組む事業所数（累計）	221事業所 (H26)	550事業所 (H29)
【再掲】多職種連携チームを編成するための母体となる組織体制づくりに取り組む地域医師会数	19医師会 (H26)	22医師会 (H27)
【再掲】定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの提供体制のある介護事業所数	9事業所 (H26)	22事業所 (H29)
【再掲】看護小規模多機能型居宅介護の提供体制のある介護事業所数	3事業所 (H26)	10事業所 (H29)
【再掲】難病患者在宅療養応援員登録数	439人 (H26)	500人 (H29)

◆政策の柱 6 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進に関する施策

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
広域型特別養護老人ホーム	9,689人 (H26)	10,454人 (H29)
地域密着型特別養護老人ホーム	1,037人 (H26)	1,210人 (H29)
介護老人保健施設	6,524人 (H26)	6,687人 (H29)

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0人 (H26)	100人 (H29)
地域密着型特定施設入居者生活介護	136人 (H26)	165人 (H29)
混合型特定施設入居者生活介護	1,080人 (H26)	同左 (H29)
養護老人ホーム	1,189人 (H26)	1,179人 (H29)
認知症グループホーム	4,228人 (H26)	4,495人 (H29)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.4% (H17)	3～5% (H32)
【再掲】65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数(バリアフリー化率)	38.5% (H20)	75.0% (H32)
【再掲】65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数(バリアフリー化率)	9.7% (H20)	25.0% (H32)

◆その他の取り組み

指標名	現状値 (年次)	目標値 (目標年次)
県内市町村における「避難行動要支援者名簿」の策定状況	19市町村 (H26)	42市町村 (H29)
県内市町村における「避難行動要支援者個別計画」の策定状況	9市町村 (H26)	42市町村 (H29)
県内市町村の福祉避難所の指定状況(指定済み市町村数)	33市町村 (H25)	42市町村 (H29)
犯罪や暴力、事故のない地域をつくるための高齢者世帯訪問数	127,917世帯 (H25)	239,917世帯 (H29)
「地震や台風などの災害や緊急時の備えができていない人」の割合	55.9% (H25)	75.0% (H30)
相談員を配置する消費生活相談窓口設置市町村数	20市町村 (H25)	26市町村 (H29)
高齢運転者実技講習 参加人数	1,059人 (H26)	1,300人 (H29)
高齢歩行者等実技講習 参加人数	900人 (H26)	1,100人 (H29)